

令和 4 年度名古屋市各会計関係議案

()

()

目 次

令和4年第18号議案	名古屋市職員定数条例の一部改正について……………	1頁
令和4年第19号議案	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について……………	5頁
令和4年第20号議案	包括外部監査契約の締結について……………	25頁
令和4年第21号議案	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部改正について……………	27頁
令和4年第22号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について…	29頁
令和4年第23号議案	名古屋市市税事務所設置条例の一部改正について……………	31頁
令和4年第24号議案	福祉事務所設置条例の一部改正について……………	35頁
令和4年第25号議案	名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部改正について	39頁
令和4年第26号議案	名古屋市老人福祉施設条例の一部改正について……………	41頁
令和4年第27号議案	名古屋市保健所条例の一部改正について……………	43頁
令和4年第28号議案	名古屋市寡夫福祉資金条例の制定について……………	45頁
令和4年第29号議案	名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部改正について…	49頁
令和4年第30号議案	名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について……………	51頁
令和4年第31号議案	名古屋市地域療育センター条例の一部改正について……………	55頁
令和4年第32号議案	名古屋市立学校設置条例の一部改正について……………	59頁
令和4年第33号議案	名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について……………	61頁
令和4年第34号議案	名古屋市農業センター条例の制定について……………	63頁
令和4年第35号議案	名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例の制定について……………	71頁
令和4年第36号議案	名古屋市都市公園条例の一部改正について……………	75頁
令和4年第37号議案	名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正について……………	79頁
令和4年第38号議案	名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について……………	89頁
令和4年第39号議案	指定管理者の指定について……………	95頁

令和４年第40号議案	名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の 制定について……………	97頁
令和４年第41号議案	名古屋市営住宅条例の一部改正について……………	105頁
令和４年第42号議案	名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について……………	107頁
令和４年第43号議案	火災予防条例の一部改正について……………	109頁
令和４年第44号議案	愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務 の委託に関する規約の制定について……………	115頁

令和 4 年第18号議案

名古屋市職員定数条例の一部改正について

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「11,696人」を「11,758人」に改め、同条第3号中「2,225人」を「2,198人」に改め、同条第4号中「4,448人」を「4,434人」に改め、同条第5号中「2,413人」を「2,432人」に改め、同条第6号中「12,880人」を「12,962人」に、「10,810人」を「10,900人」に改め、同条第7号中「27人」を「28人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、令和 4 年度における職員の定数を定める必要がある

による。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市職員定数条例 (抜すい)

第 1 条 本市職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 市長の事務部局の職員 $\frac{11,758人}{11,696人}$

(3) 上下水道局の職員 $\frac{2,198人}{2,225人}$

(4) 交通局の職員 $\frac{4,434人}{4,448人}$

(5) 消防職員 $\frac{2,432人}{2,413人}$

(6) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教

育機関の職員 $\frac{12,962人}{12,880人}$ (うち校長、園長及び教員 $\frac{10,900人}{10,810人}$)

(7) 選挙管理委員会の職員 $\frac{28人}{27人}$

(8) }
5 } (略)
(10) }

令和4年第19号議案

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (附属機関の委員等)

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	防災会議委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	防災危機管理局
2	国民保護協議会委員	日額 12,600円	8級	
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	総務局
4	情報保護アドバイザー	日額 12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	日額 12,600円	8級	
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
7	公文書等専門委員	日額 12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	日額 15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	日額 12,600円	8級	
10	職員倫理審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
11	職員傷病審議会委員	日額 19,800円	8級	
12	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
13	公立大学法人評価委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
14	入札監視等委員会委員	日額 12,600円	8級	財政局
15	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	スポーツ市民局
16	町名、町界審議会委員、特別委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
17	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
18	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
19	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
20	消費生活審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
21	男女平等参画苦情処理委員	日額 12,600円	8級	
22	男女平等参画審議会 会長	日額 13,500円	8級	

	委員	日額 12,600円	8級	
23	スポーツ推進委員	年額 19,800円	6級	
24	スポーツ推進審議会委員	日額 12,600円	8級	
25	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額 12,600円	8級	
26	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	経済局
27	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
28	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
29	環境審議会委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	環境局
30	地域環境審議会委員	日額 11,700円	7級	
31	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額 12,600円	8級	
32	公害健康被害認定審査会委員	日額 19,800円	8級	
33	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
34	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	健康福祉局
35	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 12,600円	8級	
36	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
37	民生委員推薦会委員	日額 12,600円	8級	
38	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
39	介護認定審査会委員	日額 16,200円	8級	
40	福祉有償運送運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
41	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
42	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
43	精神医療審査会委員	日額 19,800円	8級	
44	精神保健指定医	日額 19,800円	8級	
45	透析療法審査委員会委員	日額 10,000円	8級	
46	障害者差別解消調整委員会委員	日額 12,600円	8級	
47	障害支援区分認定等審査会委員	日額 16,200円	8級	
48	国民健康保険運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
49	保健所運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
50	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
51	感染症診査協議会			

	委員	日額	12,600円	8級	
	部会委員	日額	19,800円	8級	
52	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
53	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
54	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
55	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
56	人とペットの共生推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
57	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	子ども青少年局
58	子育て支援企業認定審査会委員	日額	12,600円	8級	
59	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
60	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
61	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
62	児童虐待事例検証委員会委員	日額	12,600円	8級	
63	障害児保育指導委員会委員	日額	12,600円	8級	
64	子どもの権利擁護委員	1時間	10,000円	8級	
65	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	住宅都市局
66	都市高速道路調査専門委員	日額	15,300円	8級	
67	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
68	交通問題調査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
69	建築紛争調停委員会委員	日額	12,600円	8級	
70	建築審査会 会長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
71	開発審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
72	土地利用審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
73	土地区画整理審議会				

	会長	日額	13,500円	8級	
	委員	日額	12,600円	8級	
74	土地区画整理事業評価員	日額	12,600円	8級	
75	市街地再開発審査会				
	会長	日額	13,500円	8級	
	委員	日額	12,600円	8級	
76	放置自動車廃物判定委員会委員	日額	12,600円	8級	緑政土木局
77	自転車等駐車対策協議会委員	日額	12,600円	8級	
78	農業センター整備運営事業者選 定審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
79	緑政土木局公園施設整備等事業 者選定委員会委員	日額	12,600円	8級	
80	緑の審議会				
	会長	日額	13,500円	8級	
	委員及び専門委員	日額	12,600円	8級	
81	東山動植物園再生専門委員	日額	12,600円	8級	
82	子どもいきいき学校づくり推進 審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	教育委員会 事務局
83	産業教育審議会				
	委員	日額	12,600円	8級	
	専門員	日額	5,400円	8級	
84	いじめ対策検討会議				
	会長	日額	13,500円	8級	
	委員	日額	12,600円	8級	
85	社会教育委員	日額	12,600円	8級	
86	文化財調査委員会委員及び臨時 委員	日額	12,600円	8級	
87	図書館協議会委員	日額	12,600円	8級	
88	博物館協議会委員	日額	12,600円	8級	
89	美術館協議会委員	日額	12,600円	8級	
90	科学館協議会委員	日額	12,600円	8級	
91	指定管理者選定委員会委員及び 臨時委員	日額	12,600円	8級	関係局

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3（その他の非常勤の特別職の職員）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 27,730円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
11	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	
12	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	観光文化交 流局
13	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	
14	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	環境局
15	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		健康福祉局

16	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
17	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
18	厚生院嘱託医 病理業務 麻酔業務 医療業務 救護業務 当直業務	日額 50,000円 日額 50,000円 日額 49,400円 日額 49,400円 日額 49,400円		
19	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
20	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
21	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
22	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
23	身体障害者更生相談所判定医師	日額 21,400円		
24	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
25	保護課嘱託医	月額 117,000円		
26	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
27	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
28	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
29	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
30	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少年局
31	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
32	児童相談所参与	日額 15,630円	8級	
33	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 21,400円 日額 49,400円		
34	保育所嘱託医 産後休暇明け園等	年額 402,500円		

	一般園	年額 251,600円		
35	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円		
36	児童扶養手当等嘱託医	年額 20,000円		
37	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円		
38	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円		
39	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	
40	子どもの権利擁護機関参与	日額 15,630円	8級	
41	子どもの権利擁護機関専門調査員	1時間 8,600円	7級	
42	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	
43	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級	住宅都市局
44	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。		緑政土木局
45	特別支援教育スーパーバイザー	1回 21,400円	7級	教育委員会事務局
46	特別支援教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
47	ことばのアドバイザー	1回 15,000円	4級	
48	幼児教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
49	いじめ対策検討会議調査員	日額 12,600円	8級	
50	学校産業医	月額 200,000円	7級	
51	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
52	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級 7級 7級	

	精神科（特別支援学校）	年額 393,300円	7級	
53	小学校臨時専門医	1回につき、 24,600円に335円 に検診者数を乗じ て得た額を加算し た額とする。	7級	
54	学校歯科医	年額とし、216,400 円に335円に検診 者数を乗じて得た 額を加算した額と する。	7級	
55	学校薬剤師	年額とし、180,800 円に2,950円に学 級数を乗じて得た 額を加算した額と する。	7級	
56	子ども適応相談センター参 与	日額 15,630円	8級	
57	子ども適応相談センター嘱 託医師	1回 21,400円	7級	
58	子ども適応相談センターセ ラピスト	1回 18,500円	7級	
59	博物館長	日額 27,730円	9級	
60	博物館参与	日額 15,630円	8級	
61	美術館長	日額 27,730円	9級	
62	美術館参与	日額 15,630円	8級	
63	科学館長	日額 27,730円	9級	
64	教育センター嘱託弁護士	1回 25,900円	7級	
65	教育センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	
66	教育センター特別教育相談 員	1回 21,400円	7級	
67	教育センター嘱託心理士	1回 18,500円	7級	
68	教育センター嘱託社会福祉 士	1回 18,500円	7級	
69	消防局産業医	1回 21,400円	7級	消防局
70	消防局衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
71	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、41,700 円に8,000円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	8級	
	区消防団連合会長（市消 防団連合会長である者を 除く。）	年額とし、41,700 円に8,000円を上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	7級	
	消防団長（市消防団連合	年額とし、41,700	5級	

	会長又は区消防団連合会長である者を除く。)	円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	
	副団長	年額とし、38,400 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	部長	年額とし、35,100 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	班長	年額とし、31,800 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	団員	年額とし、28,500 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
72	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防団の業務に従事する者	1 回 5,000 円を上限として市長が定める額とする。	消防団員（基本消防団）としての級に準ずる。
	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1 回 1,000 円	4 級

備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第 1 行政職給料表の職務の級をいう。

2 1 の項災害対策委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、月額 2,509 円を支給する。

3 10 の項区政協力委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額 3,501 円、区政協力委員にあっては月額 2,509 円を支給する。

4 20 の項民生委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、市民生委員

連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあつては月額 3,501 円、民生委員にあつては月額 2,509 円を支給する。

- 5 27の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあつては月額 3,501 円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあつては月額 2,509 円を支給する。
- 6 42の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額 2,509 円を支給する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「176,200円」を「176,700円」に改める。

「		「	
132,300		136,100	
133,300		137,000	
134,300		137,900	
135,200		138,800	
136,100		139,700	
137,100		140,600	
138,100		141,500	
139,000		142,400	
139,900		143,300	
140,900		144,200	
141,900		145,100	
142,900		146,000	
143,800		146,900	
144,900		147,900	
145,900		148,900	
146,900		149,800	
147,900		150,700	
149,100		151,800	
150,300		152,900	
151,500		154,000	
附則別表第3中		を	に改める。
152,700		155,100	
153,900		156,200	

155, 100	157, 300
156, 300	158, 400
157, 500	159, 500
159, 000	160, 900
160, 500	162, 200
161, 900	163, 500
163, 300	164, 800
164, 800	166, 200
166, 300	167, 600
167, 700	168, 900
169, 100	170, 200
170, 900	171, 900
172, 700	173, 500
174, 500	175, 100
176, 200	176, 700
177, 900	178, 300
179, 600	179, 800
181, 200	181, 300

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、並びに法を実施するため」を加える。

第2条第5号ア中(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第6条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同条各号を削る。

第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第9条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第10条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「176,200円」を「176,700円」に改める。

(退隠料等条例の一部改正)

3 退隠料等条例（昭和18年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書を削る。

(退隠料等条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に担保に供されている又は施行日前に担保に供する旨の申込みが行われた扶助料を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

(名古屋市職員互助会条例の一部改正)

- 5 名古屋市職員互助会条例（昭和37年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「行なう」を「行う。この場合において、改正前の条例第26条中「ならない。但し、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫の担保に供するときは、この限りでない」とあるのは、「ならない」とする」に改め、同項ただし書中「定」を「定め」に改める。

(名古屋市職員互助会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に担保に供されている又は施行日前に担保に供する旨の申込みが行われた年金である給付を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。この場合において、前項の規定による改正前の名古屋市職員互助会条例附則第2項中「行なう」とあるのは、「行う。この場合において、改正前の条例第26条中「国民金融公庫」とあるのは、「株式会社日本政策金融公庫」とする」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 職員の給与に関する条例 (抜すい)

附 則

- 14 前項の規定の適用を受ける職員のうち、新たに会計年度任用職員となった者に対する前項の規定に基づき条例第6条第12項の規定を準用する場合における同項に規定する職員の区分は、次のとおりとする。この場合において、同項ただし書中「259,400円」とあるのは、「 $\frac{176,700\text{円}}{176,200\text{円}}$ 」とする。

- (1) }
(2) } (略)

2 職員の育児休業等に関する条例 (抜すい)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条及び第19条第1項の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) }
(3) } (略)
(4) }

- (5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在

職した期間が1年以上である非常勤職員

(7)
(イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同
じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」とい
う。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する
日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後の
もの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」
特定職
という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ)
(ウ) （略）

イ }
ウ } （略）

（部分休業をすることができない職員）

第6条 法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごと
次の各号のいずれにも該当す
の勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務
員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）と
する。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤
職員

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第9条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が

妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第10条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第11条 (略)
第9条

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）抜すい

附 則

- 8 特定期間における会計年度任用職員（施行日の前日現に改正前非常勤条例別表第3の適用を受ける者のうち、施行日以後引き続き同一の職務を行う者に限る。）に対する改正後給与条例附則第14項第1号の規定の適用については、同項ただし書中「 $\frac{176,700 \text{ 円}}{176,200 \text{ 円}}$ 」とあるのは、「188,000 円」とする。

4 退隠料等条例（抜すい）

第12条 退隠料、通算退職年金及扶助料ヲ受クルノ権利ハ之ヲ譲渡シ又ハ担保
ニ供スルコトヲ得ズ 但シ株式会社日本政策金融公庫ニ担保ニ供スルハ此ノ限
ニ在ラズ

（第2項 略）

5 名古屋市職員互助会条例（抜すい）

附 則

（従前の給付の取扱い）

- 2 昭和37年12月1日前に給付事由の起因となる事実が生じたこの条例による
改正前の名古屋市職員共済組合条例（以下「改正前の条例」という。）第15
条第1号から第3号までに掲げる給付を受けるべき者については、従前の例
により市が当該給付を 行なう。この場合において、改正前の条例第26条中「な
らない。但し、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫の担保に供する
ときは、この限りでない」とあるのは、「ならない」とする。ただし、当該
給付の支給手続に関し必要があるときは、市長は特別の 定め をすることがで
きる。

令和 4 年第20号議案

包括外部監査契約の締結について

下記要項により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 3 契約の金額 | 10, 993, 400 円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に一括払い |
| 5 契約の相手方 | 住所 名古屋市名東区宝が丘 102 番地の 3
氏名 大・橋 正 明
資格 公認会計士 |

(理 由)

この案を提出したのは、包括外部監査契約を締結する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(参 考)

契約の相手方略歴書

本 籍 地 愛知県
住 所 名古屋市名東区宝が丘 102 番地の 3

おお はし まさ あき
大 橋 正 明

昭和37年12月15日生

略 歴

昭和61年 3 月	中央大学商学部卒業
平成 2 年10月	太田昭和監査法人（現 E Y新日本有限責任監査法人）入所
平成 7 年 3 月	公認会計士登録
平成20年 7 月	同監査法人社員
平成29年 4 月	平成29年度愛知県岡崎市包括外部監査人

令和 4 年第21号議案

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌
に関する条例の一部改正について

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌
に関する条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条
例（昭和33年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

千種区	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目37番 地	名古屋市千種 区役所	千種区一円	を
-----	--------------------------	---------------	-------	---

千種区	名古屋市千種区星が丘山手 103 番地	名古屋市千種 区役所	千種区一円	に、
-----	---------------------	---------------	-------	----

中村区	名古屋市中村区竹橋町36番31号	名古屋市中村区役所	中村区一円	を
-----	------------------	-----------	-------	---

中村区	名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1	名古屋市中村区役所	中村区一円	に
-----	---------------------	-----------	-------	---

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、千種区役所の庁舎の改築工事及び中村区役所の庁舎の改築移転に伴い、区の事務所の位置を変更する必要があるによる。

令和4年第22号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 名古屋市平子コミュニティ センター	名古屋市緑区曾根二丁目36番地	を
「 名古屋市平子コミュニティ センター	名古屋市緑区平子が丘3202番地の2	に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市平子コミュニティセンターの改築移転に伴い、位置を変更する必要があるによる。

令和 4 年第23号議案

名古屋市市税事務所設置条例の一部改正について

名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

名古屋市市税事務所設置条例（平成22年名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名古屋市ささしま 市税事務所	名古屋市中村区名駅南一 丁目27番 2 号	西区、中村区、中川区、港 区
-------------------	--------------------------	-------------------

を

」

「

名古屋市本陣市税 事務所	名古屋市中村区松原町 1 丁目23番地の 1	西区、中村区、中川区、港 区
-----------------	---------------------------	-------------------

に

」

改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、一の市税事務所に

他の市税事務所の所管区域に係る事務を分掌させることができる。

第 3 条を削る。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 2 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市ささしま市税事務所の庁舎の移転等に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市市税事務所設置条例 (抜すい)

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、一の市税事務所に
他の市税事務所の所管区域に係る事務を分掌させることができる。

(出張所)

第 3 条 市長において必要があると認めるときは、出張所を設けることができ
る。

令和 4年第24号議案

福祉事務所設置条例の一部改正について

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1, 077人」を「 1, 080人」に改める。

別表第 1中

「

名古屋市千種区 社会福祉事務所	名古屋市千種区覚王山通 8丁目37番地	千種区一円	を
--------------------	---------------------	-------	---

」

「

名古屋市千種区 社会福祉事務所	名古屋市千種区星が丘山手 103番地	千種区一円	に、
--------------------	--------------------	-------	----

」

「

名古屋市中村区 社会福祉事務所	名古屋市中村区竹橋町36番31号	中村区一円	を
--------------------	------------------	-------	---

」

「

名古屋市中村区 社会福祉事務所	名古屋市中村区松原町 1丁目23番地の 1	中村区一円	に
--------------------	--------------------------	-------	---

」

改める。

附 則

この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、福祉事務所所員の定数を定める等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

福祉事務所設置条例 (抜すい)

第 4条 福祉事務所所員の定数は、 $\frac{1,080人}{1,077人}$ とする。

2 (略)

令和 4年第25号議案

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市民生委員の定数を定める条例（平成26年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

「 4, 449人」を「 4, 481人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4年12月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、民生委員の定数を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市民生委員の定数を定める条例（抜すい）

民生委員法（昭和23年法律第 198号）第 4条第 1項の規定による条例で定め
る民生委員の定数は、 $\frac{4,481人}{4,449人}$ とする。

令和 4年第26号議案

名古屋市老人福祉施設条例の一部改正について

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表中

「

”	名古屋市八事福祉 会館	名古屋市昭和区八事本町 100番地の 14
---	----------------	--------------------------

を

」

「

”	名古屋市昭和福祉 会館	名古屋市昭和区御器所通 1丁目 6番 地の 1
---	----------------	----------------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 4年 6月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市八事福祉会館の改築移転に伴い、その名称及び位置を変更する必要があるによる。

令和 4年第27号議案

名古屋市保健所条例の一部改正について

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例

名古屋市保健所条例（昭和23年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表中

「

名古屋市保健所千種 保健センター	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目37番地	千 種 区 一 円	を
---------------------	-------------------------	-----------	---

」

「

名古屋市保健所千種 保健センター	名古屋市千種区星が丘山手 103番地	千 種 区 一 円	に、
---------------------	-----------------------	-----------	----

」

名古屋市保健所中村保健センター	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18	中 村 区 一 円	を
-----------------	-----------------------	-----------	---

名古屋市保健所中村保健センター	名古屋市中村区松原町 1丁目23番地の 1	中 村 区 一 円	に
-----------------	-----------------------	-----------	---

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市保健所千種保健センターの庁舎の改築工事及び名古屋市保健所中村保健センターの庁舎の移転に伴い、その位置を変更する必要があるによる。

令和 4年第28号議案

名古屋市寡夫福祉資金条例の制定について

名古屋市寡夫福祉資金条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市寡夫福祉資金条例

(目的)

第 1条 この条例は、寡夫又は寡夫の被扶養者に対し、福祉資金を貸し付けることにより、寡夫の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて寡夫の被扶養者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第 2条 この条例において「寡夫」とは、配偶者のない男子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号。以下「法」という。）第 6条第 2項に規定する配偶者のない男子をいう。以下同じ。）であって、かつて配偶者のない男子として民法（明治29年法律第89号）第 877条の規定により児童（法第 6条第 3項に規定する児童をいう。以下同じ。）を扶養していたことのあるものをいう。

2 この条例において「寡夫の被扶養者」とは、寡夫が民法第 877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者をいう。

(寡夫福祉資金の貸付け)

第 3 条 本市は、寡夫又は寡夫の被扶養者に対し、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- (1) 寡夫が事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- (2) 寡夫の被扶養者の修学に必要な資金
- (3) 寡夫又は寡夫の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- (4) 前 3号に掲げるもののほか、寡夫及び寡夫の被扶養者の福祉のために必要な資金であって市長が定めるもの

2 本市は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡夫の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であって市長が定めるものを寡夫に貸し付けている場合において、当該寡夫の被扶養者の修学又は知識技能の習得の中途において当該寡夫が死亡したときは、市長が定めるところにより、当該寡夫の被扶養者であった者が修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡夫の被扶養者であった者に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

3 民法第 877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡夫については、当該寡夫の収入が市長が定める基準を超えるときは、第 1項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、市長が定める特別の事情がある者については、この限りでない。

4 本市は、法第31条の 6第 6項に規定する父子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる寡夫については、第 1項及び第 2項の規定による貸付金の貸付けを行わない。

5 前各項に定めるもののほか、第 1項及び第 2項の規定による貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他当該貸付金の貸付けに関して必要な事項は、市長が定める。

(償還の免除)

第 4 条 本市は、前条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又

は一部の償還を免除することができる。

(一時償還)

第 5 条 本市は、第 3 条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたときその他市長が定める場合に該当するときは、当該貸付金の貸付けを受けた者に対し、当該貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 本市は、当分の間、40 歳以上の配偶者のない男子であって民法第 877 条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡夫を除く。以下この項において単に「40 歳以上の配偶者のない男子」という。）に対して、第 3 条の規定の例により、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

(1) 40 歳以上の配偶者のない男子が事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

(2) 40 歳以上の配偶者のない男子が民法第 877 条の規定により扶養している 20 歳以上である子その他これに準ずる者（次号及び第 4 号において「被扶養者」という。）の修学に必要な資金

(3) 40 歳以上の配偶者のない男子又は被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、40 歳以上の配偶者のない男子及び被扶養者の福祉のために必要な資金であって市長が定めるもの

3 前項の規定により貸し付ける資金は、第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により貸し付ける資金とみなす。

(理 由)

この案を提出したのは、寡夫の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて寡夫の被扶養者の福祉を増進するため、寡夫又は寡夫の被扶養者に対し、福祉資金を貸し付ける必要があるによる。

令和 4年第29号議案

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部改正について

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部を改正する条例

名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 8条（見出しを含む。）中「調査相談員」を「専門調査員及び調査相談員」に改める。

附 則

この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、子どもの権利侵害に関し、必要な事項を調査させるため、専門調査員を設置する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市子どもの権利擁護委員条例（抜すい）

(専門調査員及び調査相談員)

第 8条 委員の職務の遂行を補助するため、専門調査員及び調査相談員を置く。

2 次条の規定は、専門調査員及び調査相談員について準用する。

令和 4年第30号議案

名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市大森保育園	名古屋市守山区大森三丁目 504 番地
〃	名古屋市山下保育園	名古屋市守山区森宮町 125番地

を

」

「

〃	名古屋市大森保育園	名古屋市守山区大森三丁目 504 番地
---	-----------	------------------------

に、

」

「	〃	名古屋市本星崎保育園	名古屋市南区星宮町 217番地	
	〃	名古屋市上飯田東保育園	名古屋市北区上飯田東町 4丁目 68番地の 3	を
」				

「	〃	名古屋市本星崎保育園	名古屋市南区星宮町 217番地	に、
」				

「	〃	名古屋市平針原保育園	名古屋市天白区原五丁目 406番 地	を
	〃	名古屋市芝保育園	名古屋市南区芝町 152番地の 1	
」				

「	〃	名古屋市平針原保育園	名古屋市天白区原五丁目 406番 地	に、
」				

「	〃	名古屋市本地第一保育園	名古屋市守山区本地が丘1601番 地	
	〃	名古屋市片平保育園	名古屋市緑区浦里一丁目32番地 の 1	を
	〃	名古屋市本地第二保育園	名古屋市守山区本地が丘1108番 地	
」				

「	〃	名古屋市本地保育園	名古屋市守山区本地が丘1601番地	に、
	〃	名古屋市片平保育園	名古屋市緑区浦里一丁目32番地の1	
」				

「	〃	名古屋市上飯田南保育園	名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地	を
」				

「	〃	名古屋市上飯田保育園	名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地	に、
」				

「	〃	名古屋市森孝保育園	名古屋市守山区森孝一丁目1144番地	を
	〃	名古屋市太子保育園	名古屋市緑区太子一丁目235番地	
」				

「	〃	名古屋市森孝保育園	名古屋市守山区森孝一丁目1144番地	に
」				

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第1条第1項の表の改正規定中名古屋市上飯田東保育園、名古屋市本地第一保育園、名古屋市本地第二保育園及び名古屋市上飯田南保育園に係る部分は、令和4年4月1日から施行す

る。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市山下保育園、名古屋市芝保育園及び名古屋市太子保育園を廃止する等の必要があるによる。

令和 4年第31号議案

名古屋市地域療育センター条例の一部改正について

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市地域療育センター条例（平成 5年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表名古屋市北部地域療育センターの項を削る。

第 5条第 1項を削り、同条第 2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 5条の改正規定及び附則第 3項の規定は、令和 4年10月 1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の児童発達支援、医療型児童発達支援又は診療に係るこの条例による改正前の名古屋市地域療育センター条例の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の名古屋市地域療育センター条例第 5 条の規定は、一部施行日以後の児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る使用料について適用し、一部施行日前の児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市北部地域療育センターを廃止する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市地域療育センター条例 (抜すい)

(設置)

第 1 条 精神若しくは身体に障害のある児童及びその疑いのある児童（以下「児童」という。）又はその保護者に対し、相談、指導、検査、判定、医療の提供及び療育訓練を行うことにより、障害の早期発見及びその軽減を図り、もって児童の福祉の向上に資するため、次のように地域療育センターを設置する。

名 称	位 置
(略)	
名古屋市北部地域療育センター	名古屋市西区新福寺町 2 丁目 6 番地の 5

(使用料及び手数料の減免)

第 5 条 ~~市長は、前条第 2 項第 1 号に規定する者に対して、本人又はその保護者の負担能力に応じ規則で定める基準により、同号アに規定する使用料を減免することができる。~~

2 ~~前項に定めるもののほか、~~市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

令和4年第32号議案

名古屋市立学校設置条例の一部改正について

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の表中

「 名古屋市立守山養護学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	」を
「 名古屋市立守山養護学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	」に
名古屋市立若宮高等特別支援学校	名古屋市天白区古川町76番地	

改める。

別表幼稚園の表中

「 名古屋市立西山台幼稚園	名古屋市名東区亀の井二丁目41番地	」を
名古屋市立報徳幼稚園	名古屋市北区平安二丁目21番61号	
「 名古屋市立西山台幼稚園	名古屋市名東区亀の井二丁目41番地	」に、

「	名古屋市立おりべ幼稚園	名古屋市北区織部町 1 番地の 9	」	を
	名古屋市立はとり幼稚園	名古屋市中川区服部三丁目 601 番地	」	
「	名古屋市立おりべ幼稚園	名古屋市北区織部町 1 番地の 9	」	に

改める。

附 則

この条例中別表幼稚園の表の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、別表特別支援学校の表の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、特別支援学校 1 校を設置する等の必要があるによる。

令和4年第33号議案

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,200 円	
---------	--

を

」

「

2,200 円	一の学力検査（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第90条第1項に規定する学力検査をいう。）の成績を2校で用いる場合にあっては、入学を志望する順位が第2順位の名古屋市立の高等学校の入学検定料は、徴収しない。
---------	---

に改める。

」

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、高等学校の入学検定料について、規定を整備する必要があるによる。

令和 4 年第34号議案

名古屋市農業センター条例の制定について

名古屋市農業センター条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市農業センター条例

名古屋市農業センター条例（昭和40年名古屋市条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 農業に関する知識及び技術の普及啓発を行うとともに、農及び自然に親しみながら憩うことのできるレクリエーション活動の場を提供し、もって都市農業の振興に資するため、次のように農業センターを設置する。

名称 名古屋市農業センター

位置 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872番地の 3

（事業）

第 2 条 名古屋市農業センター（以下「センター」という。）は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農業及び畜産に関する知識及び技術の普及啓発
- (2) 農及び自然と親しむレクリエーション活動の場の提供

- (3) センターの施設の供用
- (4) その他市長が必要と認める事業
(使用の許可)

第3条 センターの別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの管理上支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(行為の制限及び禁止)

第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第3号までに掲げるものについて、規則で定めるところにより市長の許可を受けた者が当該許可に係る行為をするときは、この限りでない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) センターの全部又は一部を独占して展示会、集会その他これらに類する行事を行うこと。
- (4) 植物を傷つけ、伐採し、又は採取すること。
- (5) 動物又はセンターの施設を傷つけること。
- (6) 立入りを禁止された場所へ立ち入ること。
- (7) その他センターの管理上支障があると市長が認めた行為をすること。

2 市長は、前項ただし書の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第5条 第3条第1項の許可若しくは前条第1項ただし書の許可を受けた者又はセンターの駐車場を利用する者は、その使用、行為又は利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第12条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 第3条第1項の許可又は前条第1項ただし書の許可を受けた者は、利用料

金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用等の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用又は行為（以下「使用等」という。）の許可の条件を変更し、若しくは使用等を停止し、又は使用等の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可された使用等の目的に違反したとき。

(3) 使用等の許可の条件に違反したとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。

(5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第9条 使用等の許可を受けた者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 使用等の許可を受けた者は、使用等を終わったとき、又は使用等の停止若しくは使用等の許可の取消しがなされたときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。

(秩序維持)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの

入所を拒絶し、又は退所を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者)

第12条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、センターの設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、センターの供用時間及び休所日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの供用時間及び休所日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、供用時間以外の時間及び休所日に開所することができる。

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 使用等の許可に関すること。
 - (3) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- （委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条から第11条まで、別表第1から別表第3まで及び附則第3項の規定は規則で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及びこの条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の規定に基づく許可の申請その他センターの施設を使用し、又はこの条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をするために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。

別表第 1

使用区分	利用料金の上限額
市民菜園（1 平方メートル 1 年につき）	900 円

別表第 2

行為区分	利用料金の上限額	
業として写真撮影を行う場合（1 人 1 日につき）	1, 300 円	
業として映画撮影を行う場合（1 件 1 日につき）	15, 000 円	
興行を行う場合（1 件 1 日につき）	325, 000 円	
展示会、集会その他これらに類する行事を行う場合（1 平方メートル 1 日につき）	営利を目的とする場合	65 円
	その他の場合	8 円
備考 利用料金の額の基礎となる面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が 1 平方メートル未満であるときは、これを 1 平方メートルとする。		

別表第 3

利用区分	利用料金の上限額
大型自動車（1 台 1 回につき）	1, 200円 (2, 000円)
普通自動車（1 台 1 回につき）	500円 (1, 000円)
自動二輪車及び原動機付自転車（1 台 1 回につき）	150円 (300円)
備考	
1 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日及びセンターにおける催物その他の行事の開催期間内の日のうち指定管理者が市長の承認を得て定める日に利用する場合に限る。 2 （ ）内の額は、前項に定める日のうち 2 月又は 3 月に属する日に利用する場合に適用する。	

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市農業センターの管理を指定管理者に行わせる等の必要があるによる。

令和 4 年第35号議案

名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例の制定について

名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第 1 条 本市に市長の附属機関として、名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が設置する名古屋市農業センターの整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、緑政土木局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市農業センターの整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会を設置する必要があるによる。

令和 4 年第36号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号イ中「、庭園及びプール」を「及び庭園」に改める。

別表第1 1 有料公園施設の表日光川公園の項を削る。

別表第2 中

「

	1 人 1 回	30人以上 の団体 1 人 1 回	100 人 以上の団体 1 人 1 回	定期観覧券 (1 年券)	回数券 (1 回 券11枚 つづり)
動植物園	500円	450円	400円	2,000円	
展望塔	300円	270円	240円	1,200円	
名古屋城	500円	450円	400円	2,000円	
白鳥庭園	300円	270円	240円	1,200円	

庭 園	300円	270円	240円	1,200円	
プ ール	1,500円 (700円)	1,350円 (630円)	1,200円 (560円)		15,000円 (7,000円)
動植物園、展望塔、名古屋城、白鳥庭園及び庭園については、小中学生等及び乳幼児は無料とする。 プールについては、小中学生等の使用料の額は（ ）内の額とし、乳幼児は無料とする。					

を

	1人1回	30人以上の団体1人1回	100人以上の団体1人1回	定期観覧券 (1年券)
動植物園	500円	450円	400円	2,000円
展 望 塔	300円	270円	240円	1,200円
名 古 屋 城	500円	450円	400円	2,000円
白 鳥 庭 園	300円	270円	240円	1,200円
庭 園	300円	270円	240円	1,200円
小中学生等及び乳幼児は無料とする。				

に、

白鳥公園駐車場
日光川公園駐車場

を

白鳥公園駐車場

に、

庭 園	300円以内
プ ール	1,500円以内

を

「

庭	園	300円以内
---	---	--------

」

に改める。

別表第3中

「

稲永公園野鳥観察館	
日光川公園の公園施設	

」

()
を

「

稲永公園野鳥観察館	
-----------	--

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

(この案を提出したのは、有料公園施設を廃止する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市都市公園条例（抜すい）

（使用料の減免）

第13条 市長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額の使用料を減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の使用料の額が100円未満となる場合の使用料の額は、100円とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者が、次に定める場合に該当するとき
使用料の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

ア （略）

イ 動植物園、展望塔、名古屋城、白鳥庭園及び庭園及びプールを1人1回
利用する場合

(2) （略）

2 （略）

別表第1 公園施設

1 有料公園施設

有料公園施設が属する公園の名称	有料公園施設の名称
(略)	
日 光 川 公 園	プ ー ル
	駐 車 場
(略)	

令和 4 年第37号議案

名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正について

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 一般墓地

ア 普通墓地

イ 芝生墓地

ウ 修景墓地

(2) 合葬式墓地

ア 個別埋蔵墓

イ 共同埋蔵墓

第 2 条第 2 項中「前項各号」を「前項第 1 号アからウまで」に改める。

第 4 条第 2 項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 個別埋蔵墓の使用の許可を受けた者が当該墓地に焼骨を埋蔵することができる期間は、使用許可を受けた日から起算して20年とし、当該期間が経過した後においては、共同埋蔵墓に当該焼骨を埋蔵する。

第5条第1項中「の死亡した」を「又は自己の」に改め、「であって、本市に引き続き6月以上住所を有するもの」を削る。

第6条第2項中「公募」を「一般墓地にあっては、公募」に改める。

第7条中「前条本文」を「前条第1項本文」に、「応募者」を「応募」に、「墓地の数」を「墓地に係る募集数」に、「使用の許可を申請できる」を「使用許可の申請をすることができる」に改める。

第8条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に、「祭し」を「祭祀」に改める。

第9条の見出しを「（一般墓地使用場所の制限）」に改め、同条中「墓地」を「一般墓地」に改める。

第10条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条第2項中「使用者」を「一般墓地の使用の許可を受けた者（以下「一般墓地使用者」という。）」に、「墓地（以下「使用墓地」を「一般墓地（以下「使用一般墓地」に改め、同条第3項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第11条第1項中「使用墓地」を「使用許可を受けた墓地（以下「使用墓地」という。）」に、「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条第2項中「使用者が現に墓地」を「一般墓地使用者が現に一般墓地」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に改め、同条第3項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（合葬式墓地の焼骨の不返還）

第11条の2 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第12条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に改める。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同項第4号中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「祭し」を「祭祀」に、「墓地使用権」を「一般墓地の使用権」に改め、同項第5号中「使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同項第6号中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「墓地」を「一般墓地」に改め、

同項第7号中「使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同条第2項中「使用許可」を「一般墓地の使用許可」に、「使用者」を「一般墓地使用者」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に改め、同条第3項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第14条の見出しを「（一般墓地の墳墓の改葬）」に改め、同条第1項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同条第2項中「墓地」を「一般墓地」に、「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第15条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同項に次の2号を加える。

(3) 個別埋蔵墓

1 体分につき 200,000 円

(4) 共同埋蔵墓

1 体分につき 120,000 円

第15条第2項中「第5条第2項の規定により、」を削り、「とする」の次に「ことができる」を加える。

第16条の見出しを「（一般墓地の管理料）」に改め、同条第1項中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「墓地使用」を「使用一般墓地」に、「額。」を「額」に改める。

第17条第1項を次のように改める。

市長は、特別の事由があると認めたときは、墓地の使用料又は管理料を減免することができる。

第17条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第19条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号中「使用者」を「墓地使用者」に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第5条第1項、第7条、第15条第2項及び第17条の改正規定並びに次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 この条例の規定により新たに設置する墓地を使用させるために必要な手続その他の行為は、当該墓地に係る改正規定の施行前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、合葬式墓地を設置する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市みどりが丘公園条例 (抜すい)

(墓地)

第2条 名古屋市みどりが丘公園 (以下「みどりが丘公園」という。) において、墳墓の用に供するため使用を許可することのできる施設 (以下「墓地」という。) は、次のとおりとする。

- (1) 一般墓地
普通墓地
 - ア 普通墓地
 - イ 芝生墓地
 - ウ 修景墓地
- (2) 合葬式墓地
芝生墓地
 - ア 個別埋蔵墓
 - イ 共同埋蔵墓

(3) 修景墓地

- 2 前項^{第1号アからウまで}_{各号}の墓地の区画は、1.07平方メートル以上12平方メートル以内において市長が定める。

(使用の許可)

第4条 (略)

- 2 墓地の使用の許可を受けた者 (以下「墓地使用者」_{使用者}という。) に対しては、使用許可証を交付する。
- 3 個別埋蔵墓の使用の許可を受けた者が当該墓地に焼骨を埋蔵することができる期間は、使用許可を受けた日から起算して20年とし、当該期間が経過し

た後においては、共同埋蔵墓に当該焼骨を埋蔵する。

(墓地使用者の資格)

第5条 墓地を使用しようとする者は、墓地を自己^{又は自己の親族の墳墓の用に供しようとするもの}~~又は自己の死亡した~~の死亡した親族の墳墓の用に供しようとするものであって、本市に引き続き6月以上住所を有するものでなければならない。

2 (略)

(公募等)

第6条 (略)

2 前項本文の墓地の使用申込みは、一般墓地にあつては、公募の都度1世帯につき1区画に限る。

(選考の方法)

第7条 前条^{第1項}本文による公募の結果、^{応募者}~~応募者~~の数が使用させることができる墓地^{に係る募集数}~~の数~~を超えるときは、抽選により使用許可の申請をすることができる者を決定し、墓地^{に係る募集数}~~の数~~を超えないときは応募者を^{使用許可の申請をすることができる者とする。}~~使用の許可を申請できる~~者とする。

(墓地使用权の承継)

第8条 墓地の使用权は、^{墓地使用者}~~使用者~~の死亡その他の事由により、当該^{墓地使用者}~~使用者~~に代わって^{祭祀}~~祭祀~~を主宰する者が、市長の承認を得て承継することができる。

2 (略)

(^{一般墓地使用場所}~~墓地使用場所~~の制限)

第9条 ^{一般墓地}~~墓地~~の使用は、1人につき1区画とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(物件の制限及び費用の負担)

第10条 市長は、みどりが丘公園の景観の向上を図るため、^{墓地使用者}~~使用者~~に対し、墓地の使用について制限し、又は条件を付することができる。

- 2 市長は、一般墓地の使用の許可を受けた者（以下「一般墓地使用者」とい
う。）に対して、その使用許可を受けた一般墓地（以下「使用一般墓地」と
いう。）の維持管理に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 一般墓地使用者が前項の規定による措置を行わないときは、市長は、自ら
これを行い、その費用を義務者から徴収する。

（墓地の返還）

第11条 使用許可を受けた墓地（以下「使用墓地」という。）が不用になった
ときは、墓地使用者は、速やかに市長に届け出て、当該墓地を市に返還しな
ければならない。

2 前項の場合において、一般墓地使用者が現に一般墓地を使用しているとき
は、使用一般墓地を原状に回復し、市に返還しなければならない。

3 第1項の規定により、墓地使用者が、使用許可を受けた日から2年以内で、
かつ、使用前に使用墓地を返還したときは、既納の使用料の半額を還付する。
（合葬式墓地の焼骨の不返還）

第11条の2 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

（使用墓地等の変更又は返還命令）

第12条 市長は、みどりが丘公園の管理上必要があると認めたときは、墓地使
用者に対し、使用墓地を変更し、若しくは返還させ、又は物件の位置を変更
させることができる。

2 }
3 } （略）

（使用許可の取消し）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、墓地の使用許可を取り消し、
又は物件の除却を命ずることができる。

- (1) 墓地使用者が、使用墓地を墳墓の用に供する目的以外に使用したとき。
- (2) 墓地使用者が、市長の承認なく使用権を他人に譲渡し、又は使用墓地を
使用者

転貸したとき。

(3) 前2号に定めるほか、墓地使用者が、法令又はこの条例（第16条の規定を除く。）若しくはこれに基づく命令に違反したとき。

(4) 一般墓地使用者が死亡した日から起算して2年を経過しても、なお、当該一般墓地使用者に代わって祭祀を主宰する者が一般墓地の使用権の承継を市長に申請しないとき。

(5) 一般墓地使用者が、管理料を5年間納めないとき。

(6) 一般墓地使用者が、使用許可を受けた日から2年を経過しても、なお、その許可に係る一般墓地を使用しないとき。

(7) 一般墓地使用者が、所在不明になって10年を経過したとき。

2 前項の規定により一般墓地の使用許可を取り消されたときは、一般墓地使用者は、直ちに使用一般墓地を原状に回復し、市に返還しなければならない。

3 一般墓地使用者が、前項の措置を行わなかったときは、市長は、自らこれを行い、その費用を義務者から徴収する。

（一般墓地の墳墓の改葬）

第14条 市長は、前条の規定により一般墓地使用者の使用権を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。

2 前項の規定による墳墓の改葬前に、その一般墓地を従前の一般墓地使用者の親族又は縁故者が従前どおり使用しようとして申請したときは、市長はこれを許可することができる。

（墓地の使用料）

第15条 墓地使用者は、それぞれ次の範囲内において、使用許可の際市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) } (略)
(2) }

(3) 個別埋蔵墓

1 体分につき 200,000 円

(4) 共同埋蔵墓

1 体分につき 120,000 円

- 2 ~~第5条第2項の規定により、本市以外に住所を有する者に対して墓地の使用を許可する場合における使用料は、前項に定める額の5割以内増とするこ~~
~~とができる。~~

3 (略)

(~~一般墓地の~~管理料)

第16条 ~~一般墓地使用者~~は、墓地に関連する植栽、通路その他の共同施設の維持管理等に要する経費として、次の範囲内において市長が定める額の管理料を納付しなければならない。

1 区画 1 年につき 2,500 円に~~使用一般墓地~~
~~墓地使用~~の面積 1 平方メートル (1 平方メートル未満の端数があるときは、0.5 平方メートル以上は 1 平方メートルとし、0.5 平方メートル未満は切り捨てる。) につき 500 円を合算した額—

2 (略)

(墓地の使用料及び管理料の減免)

第17条 ~~市長は、特別の事由があると認めたとき~~
~~本市の住民で次の各号の一に該当するものに対して~~は、墓地の使用料又は管理料を減免することができる。

(1) ~~生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けている世帯に~~
~~属する者~~

(2) ~~市長が墓地の使用料を納付する資力がないと認めた者~~

(3) ~~その他市長において特別の事由があると認めた者~~

2 ~~本市以外に住所を有する者で、市長において特別の事由があると認めた者~~

に対しては、墓地の使用料又は管理料を減免することができる。

$\frac{2}{3}$ 前項の規定により墓地の使用料又は管理料を減免した場合において、減免の事由がないことが明らかとなったときは、その墓地の使用料又は管理料を追徴する。

(行為の制限及び禁止等)

第19条 みどりが丘公園において、 $\frac{次}{次の各号}$ に掲げる行為をしてはならない。

(1) (略)

(2) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）第4条第1項に掲げる行為（次項の許可を受けた行為及び墓地使用者が使用許可を受けた目的の範囲内で行う行為を除く。）

$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 3 \\ 4 \end{array} \right\} \text{ (略)}$

令和 4 年第38号議案

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「（駐車ますの幅が 0.6 メートル（原動機付自転車にあっては、0.8 メートル）を超える有料自転車駐車場にあっては、別表第 3）」を削り、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金（定期駐車券によるものを除く。以下この項において同じ。）の額を定めるときは、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる数で除して得た額が別表第 2 の利用料金の上限額の欄に定める額に 0.5 を乗じて得た額以下の額となるようにしなければならない。
 - (1) 一の有料自転車駐車場に係る 1 年当たりの利用料金の合計額として見込まれる額
 - (2) 前号の有料自転車駐車場に係る 1 年当たりの利用回数（継続する 24 時間

以内の利用（定期駐車券によるものを除く。）の回数をいう。）として見込まれる数

- 4 指定管理者は、前2項の規定により利用料金の額を定めるに当たっては、有料自転車駐車場ごとの特性に応じ、自転車等の放置の防止並びに有料自転車駐車場の利用の促進及び適正な運営に資するものとなるよう十分に配慮しなければならない。

別表第1中

「
大曽根駅自転車駐車場
」

を

「
大曽根駅自転車駐車場
栄駅自転車駐車場
」

に、

「
ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場
」

を

「
高岳駅自転車駐車場
ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場
久屋大通駅自転車駐車場
」

に、

「
本陣駅自転車駐車場
」

を

「		
	本陣駅自転車駐車場	
	大須観音駅自転車駐車場	
	」	

に、

「		
	東別院駅自転車駐車場	
	」	

を

「		
	東別院駅自転車駐車場	
	伏見駅自転車駐車場	
	矢場町駅自転車駐車場	
	」	

に、

「		
	名古屋競馬場前駅自転車駐車場	
	」	

を

「		
	港北駅自転車駐車場	
	」	

に改める。

別表第 2 中

「		「		
	100 円		200 円	
	200 円	を	400 円	に改める。
	」		」	

別表第 3 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第 5 条第 2 項の改正規定、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に 2 項を加える改正規定、別表第 1 の改正規定（名古屋競馬場前駅自転車駐車場に係る部分に限る。）、別表第 2 の改正規定及び別表第 3 を削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び新条例第 13 条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(理 由)

この案を提出したのは、栄駅自転車駐車場等を設置する等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市有料自転車駐車場条例 (抜すい)

(利用料金)

第 5 条 (略)

- 2 利用料金の額は、別表第 2 ~~(駐車ますの幅が 0.6 メートル (原動機付自転車にあっては、0.8 メートル) を超える有料自転車駐車場にあっては、別表第 3)~~ に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金 (定期駐車券によるものを除く。以下この項において同じ。) の額を定めるときは、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる数で除して得た額が別表第 2 の利用料金の上限額の欄に定める額に 0.5 を乗じて得た額以下の額となるようにしなければならない。
- (1) 一の有料自転車駐車場に係る 1 年当たりの利用料金の合計額として見込まれる額
- (2) 前号の有料自転車駐車場に係る 1 年当たりの利用回数 (継続する 24 時間以内の利用 (定期駐車券によるものを除く。) の回数をいう。) として見込まれる数
- 4 指定管理者は、前 2 項の規定により利用料金の額を定めるに当たっては、有料自転車駐車場ごとの特性に応じ、自転車等の放置の防止並びに有料自転車駐車場の利用の促進及び適正な運営に資するものとなるよう十分に配慮しなければならない。

$$\left. \begin{array}{l} \frac{5}{3} \\ \frac{6}{4} \end{array} \right\} \text{(略)}$$

別表第3 (第5条関係)

車種	利用区分	利用料金の上限額
自転車	1回(継続する24時間以内の利用をいう。以下この表において同じ。)	200 円
原動機付自転車	1回	400 円
備考		
1 自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数(12月を超えないものとする。以下この表において同じ。)に3,500を乗じて得た額に500を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。 2 原動機付自転車に係る定期駐車券の利用料金の額は、利用に係る月数に6,000を乗じて得た額に1,000を加えた額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。		

令和 4 年第39号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市国際展示場	大阪市中心区淡路町三丁目 6 番13号 ポートメッセなごやM I C Eコンソーシアム 代表者 武 内 紀 子

2 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第40号議案

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例の制定に
ついて

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例を次のとおり定める
ものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 マンション管理適正化推進計画（第10条）

第 3 章 マンションの管理の状況等の届出、調査等（第11条—第16条）

第 4 章 管理組合の講ずべき措置（第17条）

第 5 章 雑則（第18条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12
年法律第 149 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、マン
ションの管理の適正化に関し、市等の責務を明らかにするとともに、マンシ

ョンの管理の適正化を推進するための措置を講ずること等により、良好な居住環境の形成を図り、もって市民生活の安定及び向上並びに市街地の環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 法第2条第1号に規定するマンションであって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 区分所有者等 法第2条第2号に規定するマンションの区分所有者等をいう。
- (3) 管理組合 法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (4) 管理者等 法第2条第4号に規定する管理者等をいう。
- (5) マンション管理士 法第2条第5号に規定するマンション管理士をいう。
- (6) マンション管理業者 法第2条第8号に規定するマンション管理業者をいう。
- (7) マンション分譲事業者 法第103条第1項に規定する宅地建物取引業者であって、新たに建設されたマンションの分譲（委託を受けて行う分譲を含む。）を行うものをいう。
- (8) 管理規約 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第30条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。
- (9) 長期修繕計画 マンションの修繕に関する長期の計画をいう。

(市の責務)

第3条 市は、マンションの管理の状況等の把握に努めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。
- 3 市は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合又は区分所有者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(区分所有者等の責務)

第4条 区分所有者等は、管理組合を構成する一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

- 2 区分所有者等は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(管理組合の責務)

第5条 管理組合は、マンションの管理の主体として、マンションを適正に管理するよう努めるとともに、マンションにおける良好な居住環境の維持向上に資するよう努めるものとする。

- 2 管理組合は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(管理者等の責務)

第6条 管理者等は、マンションを適正に管理するため、誠実に職務を行うよう努めるものとする。

- 2 管理者等は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(マンション管理士の責務)

第7条 マンション管理士は、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理者等、区分所有者等その他関係者の相談に応じ、助言、指導その他の援助を適正に行うよう努めるものとする。

- 2 マンション管理士は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(マンション管理業者の責務)

第8条 マンション管理業者は、マンションの管理組合から委託を受けた法第2条第6号に規定する管理事務を誠実に行うよう努めるものとする。

- 2 マンション管理業者は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力することにより、前項に規定する管理組合に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(マンション分譲事業者の責務)

第9条 マンション分譲事業者は、マンションを分譲しようとするときは、あ

らかじめ、当該マンションの管理組合を円滑に運営することができるようにするため、当該マンションの管理規約及び長期修繕計画の案並びに修繕積立金の算定の基礎その他これらに関連する事項を適切に定めるよう努めるものとする。

- 2 マンション分譲事業者は、分譲されるマンションの専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を購入する者又は購入しようとする者に対し、前項に規定する管理規約等の案等の内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。
- 3 マンション分譲事業者は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

第2章 マンション管理適正化推進計画

第10条 市長は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、法第3条の2第1項に規定するマンション管理適正化推進計画として、名古屋市マンション管理適正化推進計画を策定するものとする。

- 2 市長は、名古屋市マンション管理適正化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 マンションの管理の状況等の届出、調査等

（管理者等による届出）

第11条 法第56条第1項に規定する人の居住の用に供する独立部分が6以上であるマンション（以下「特定マンション」という。）の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該マンションの区分所有者等とする。以下同じ。）は、その管理者等となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) マンションの名称及び所在地
- (2) 管理者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 管理者等の連絡先
- (4) 管理組合の運営状況
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした管理者等は、その届出に係る同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理者等に対する調査)

第12条 市長は、特定マンションの管理の状況等について、規則で定める期間ごとに、書面による調査を行うものとする。

- 2 特定マンションの管理者等は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定によるもののほか、市長は、マンションの管理の状況等を把握するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該マンションの管理者等に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンションその他その管理組合の運営に関係のある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。
- 4 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(マンション分譲事業者による届出)

第13条 マンション分譲事業者は、特定マンションを分譲しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) マンションの名称及び所在地
- (2) マンション分譲事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) マンション分譲事業者の連絡先
- (4) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をしたマンション分譲事業者は、その届出に係る同項各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(マンション分譲事業者に対する調査)

第14条 市長は、第9条第1項に規定する管理規約等の案等の内容を確認するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンション分譲事業者の事務所その他当該特定マンションの分譲に関係のある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による立入調査に準用する。
(助言、指導及び勧告)

第15条 市長は、特定マンションの管理者等又は特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者が、正当な理由なく第11条又は第13条の規定による届出を行わなかったと認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて当該届出を行うべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、特定マンションの管理者等が、正当な理由なく第12条第1項の調査に協力しなかったと認めるときは、当該管理者等に対し、必要な助言若しくは指導又はその事態を除去するために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 前2項の規定によるもののほか、市長は、マンションの管理の適正化を図るため必要があると認めるときは、マンションの管理者等に対し、当該管理者等が講ずべき措置について必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
(公表)

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

第4章 管理組合の講ずべき措置

第17条 管理組合は、マンションを適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 管理規約の設定
- (2) 管理規約の必要に応じた見直し
- (3) 長期修繕計画の作成
- (4) 長期修繕計画の定期的見直し
- (5) マンションの修繕の計画的な実施

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章並びに次項から附則第4項までの規定は、同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 一部施行日に現に特定マンションの管理者等である者は、一部施行日から30日以内に、規則で定めるところにより、第11条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第11条第1項の規定による届出をした者とみなす。
- 4 一部施行日から令和4年10月31日までの間において特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者で市長が指定するものに対する第13条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和4年10月31日までに」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、良好な居住環境の形成を図り、市民生活の安定及び向上並びに市街地の環境の向上に寄与するため、マンションの管理の適正化に関し講ずべき措置等を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第

149号）抜すい 新旧対照（改正後
改正前）

（国及び地方公共団体の責務）
（管理組合等の努力）

第4条 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、
管理組合は、マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、
必要な施策を講ずるよう
マンションを適正に管理するよう努めなければならない。

2 （略）

令和 4 年第41号議案

名古屋市営住宅条例の一部改正について

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

山	吹	荘	東区東片端町
大	杉	荘	北区大杉三丁目

を

」

「

山	吹	荘	東区東片端町
---	---	---	--------

に改

」

める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、市営住宅の用途廃止をする必要があるによる。

令和 4 年第42号議案

名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第 5 条第 5 項の規定により、名古屋高速道路公社から下記事項について同意を求められたので、これに同意するものとする。

令和 4 年 2 月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

名古屋高速道路公社定款中基本財産の額

変更前 3, 195 億 3, 800 万円 （名古屋市出資額 1, 597 億 6, 900 万円）

変更後 3, 213 億 8, 300 万円 （名古屋市出資額 1, 606 億 9, 150 万円）

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款変更に対し、設立団体として同意をするため議会の議決を経る必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）抜すい

(定款)

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

(1) }
{ (略)
(7) }

(8) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

(9) (略)

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 }
4 } (略)

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

令和 4年第43号議案

火災予防条例の一部改正について

火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第72条の見出し中「試験及び」を削り、同条第 1項を削り、同条第 2項を同条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。

（名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正）

2 名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「、試験」を削る。

第 2条第 1項第37号を削り、同項第38号中「条例第72条第 2項」を「火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）第72条」に改め、同号を同項第37

号とし、同条第 2項を次のように改める。

2 手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

別表危険物の確認試験の項を削り、同表備考第 2号から第 4号までを削り、同表備考第 1号を同表備考とする。

(理 由)

この案を提出したのは、業務の見直しに伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

1 火災予防条例 (抜すい)

(試験及び検査)

第72条 法第 2条第 7項に定める危険物の性状に関する確認試験については、
() 消防長が当該試験を受けようとする者の申請により行い、その結果を証明す
ることができる。

2 (略)

2 名古屋市消防関係事務手数料条例 (抜すい)

(目的)

第 1条 消防の行う許可、承認、検査、講習、試験等の手数料については、こ
() の条例の定めるところによる。

(手数料)

第 2条 次に掲げる事項を申請し、届け出、又は受講しようとする者は、その
区分に応じて、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) }
5 } (略)
(36) }

(37) 火災予防条例 (昭和37年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。)

第72条第 1項の規定による危険物の性状に関する確認試験 (以下「危険物
の確認試験」という。)

(37) 火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）第72条
 (38) 条例第72条第2項

の規定によるタ
 ンクの水張検査（以下「条例による水張検査」という。）又は水圧検査（
 以下「条例による水圧検査」という。）

- 2 手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認
めるときは、後納させることができる。
 次の各号の一に該当する

(1) 試験の結果によらなければ、手数料の額が算定できないとき。

(2) 前号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表

区 分		手 数 料 の 額
(略)		
危 険 物 の 確 認 試 験	燃焼試験（固体）	70,000円
	大量燃焼試験	63,000円
	落球式打撃感度試験	65,000円
	小ガス炎着火試験	21,000円
	引火点測定試験（固体）	30,000円
	自然発火性試験	33,000円
	水との反応性試験	60,000円
	液状測定試験	16,000円
	引火点測定試験（液体）	18,000円
	甲	

	乙	10,000円
	丙	18,000円
動粘度測定試験		16,000円
発火点測定試験		27,000円
沸点測定試験		12,000円
可燃性液体量測定試験		74,000円
燃焼点測定試験		30,000円
熱分析試験		127,000円
圧力容器試験		94,000円
燃焼試験（液体）		65,000円
（略）		

備考

1 （略）

2 引火点測定試験（液体）甲は、タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験とする。

3 引火点測定試験（液体）乙は、クリーブランド開放式引火点測定器により引火点を測定する試験とする。

4 引火点測定試験（液体）丙は、セタ密閉式引火点測定器により引火点

を測定する試験とする。

令和 4年第44号議案

愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託
に関する規約の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 1項の規定に基づき、愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託
に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 1項の規定に基づき、愛知県（以下「甲」という。）は、防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第 226号）第30条第 1項の規定による甲の区域内の市町村に対する消防の支援に関する事務
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第46条第 2項及び第50条第 2項の規定による災害予防及び災害応急対策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務
- (3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 4条の規定による特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のために必要な施策の

実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務

(4) 前 3号に掲げるもののほか、協議会（ヘリコプターの運航に関する連絡調整等が行われ、並びに甲、甲の区域内の市町村並びに当該市町村の消防の一部事務組合及び広域連合から構成される協議会をいう。）における協議により定める事務

（管理及び執行の方法）

第 2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第 3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

（経理）

第 4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしなければならない。

（会議）

第 5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第 6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

（財産の使用）

第 7条 甲は、甲の管理する財産であって乙と協議して定めるものを、委託事務の管理及び執行の用に供するため、乙に無償で使用するものとする。

（その他必要な事項）

第 8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 4年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、愛知県の防災ヘリコプターに関する事務を受託するため、規約を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（協議会の設置）

第 252条の 2の 2 （略）

2 （略）

3 第 1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 }
5 } (略)
6 }

（事務の委託）

第 252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 （略）

3 第 252条の 2の 2第 2項及び第 3項本文の規定は前 2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第 4項の規定は第 1項の場合にこれを準用する。

2 消防組織法（昭和22年法律第 226号）抜すい

（都道府県の航空消防隊）

第30条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の

要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 }
3 } (略)

3 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）抜すい

(災害予防及びその実施責任)

第46条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第50条 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

4 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）抜すい

(国及び地方公共団体の施策)

第 4条 国及び地方公共団体は、特定事業者の行うべき防災活動について必要な助言又は指導をするとともに、この法律又は関係法律の規定に基づき、総合的な災害応急対策の実施その他防災体制の樹立を図る等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧のために必要な施策を講ずるものとする。

名古屋市国民健康保険条例の一部改正について

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年 2月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1号ウ中「第81条の 2第 4項」を「第81条の 2第 5項」に改め、同号エ中「第81条の 2第 9項第 2号」を「第81条の 2第10項第 2号」に改め、同条第 2号オ中「第72条の 3第 1項」の次に「及び第72条の 3の 2第 1項」を加える。

第15条の 2第 2号ウ中「第72条の 3第 1項」の次に「及び第72条の 3の 2第 1項」を加える。

第19条の 2の見出しを「（低所得者の減額賦課）」に改め、同条第 1項中「第29条の 7第 2項第 9号イ」を「第29条の 7第 2項第 8号イ」に、「第 703条の 5」を「第 703条の 5第 1項」に改め、同条の次に次の 1条を加える。

（未就学児について行う減額賦課）

第19条の 3 当該年度において、一の世帯に 6歳に達する日以後の最初の 3月

31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の 2の額から市長の定める額を減額した額とする。

- 2 当該年度において、前条第 1項又は第 2項の要件に該当する世帯に未就学児がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、同条及び前項の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

附則第 2条第 1号ア中「100分の92」を「100分の94」に改める。

附則第 5条中「100分の 1.5」を「100分の 2.5」に改める。

附則第 6条の次に次の 1条を加える。

- 第 6条の 2 基礎賦課総額は、附則第 2条、第 5条及び前条の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定により算定した額に当該年度における附則第29条の規定により減額される基礎賦課額の見込総額（一般被保険者に係るものに限る。）を合算した額とする。

附則第 7条中「前条」を「附則第 6条」に、「算定した基礎賦課総額の98.5分の50」を「前条の規定により算定した同条に規定する基礎賦課総額の97.5分の50」に、「同条の」を「附則第 6条の」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

附則第 8条中「算定した基礎賦課総額の98.5分の48.5」を「附則第 6条の 2の規定により算定した同条に規定する基礎賦課総額の97.5分の47.5」に改める。

附則第 9条中「100分の92」を「100分の94」に改める。

附則第11条中「100分の 1.5」を「100分の 2.5」に改める。

附則第12条中「98.5分の50」を「97.5分の50」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

附則第13条中「98.5分の48.5」を「97.5分の47.5」に改める。

附則第14条中「100分の92」を「100分の94」に改める。

附則第16条中「100分の 1.5」を「100分の 2.5」に改める。

附則第17条中「98.5分の50」を「97.5分の50」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

附則第18条中「98.5分の48.5」を「97.5分の47.5」に改める。

附則第20条、第21条、第24条及び第25条中「第 703条の 5」を「第 703条の 5第 1項」に改める。

附則第30条を附則第31条とする。

附則第29条の前の見出しを削り、同条を附則第30条とし、同条の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）」を付する。

附則第28条の次に次の 1条を加える。

（低所得者の基礎賦課額の減額）

第29条 第19条の 2の規定の適用がある世帯の当該年度分の第11条の 2の基礎賦課額については、当分の間、第13条第 1項又は第 2項の基礎賦課額から、2,000円に当該世帯に属する被保険者のうち同条の均等割額を課される者の数を乗じて得た額を減額する。ただし、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は当該世帯に属する被保険者数の異動等があった場合においては、第19条の規定の例により月割をもって算定した額を減額する。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。ただし、附則の改正規定（附則第20条、第21条、第24条及び第25条の改正規定を除く。）及び附則第 3項から第 6項までの規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第12条第 1号ウ及びエ並びに第 2号オ、第15条の 2第 2号ウ、第19条の 2第 1項並びに第19条の 3の規定は、令和 4年度分の保険料から適用し、令和 3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 2条第 1号ア、第 5条、第 6条の 2から第 9条まで、第11条、第12条から第14条まで、第16条、第17条、第18条及び第29条の規定は、令和 5年度分の保険料から適用し、令和 4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 4 令和 5年度分の保険料に限り、新条例附則第 2条第 1号ア、第 9条及び第 14条の規定の適用については、これらの規定中「100分の94」とあるのは、「100分の92.5」とする。

5 令和 6年度分の保険料に限り、新条例附則第 2条第 1号ア、第 9条及び第 14条の規定の適用については、これらの規定中「100分の94」とあるのは、「100分の93」とする。

6 令和 7年度分の保険料に限り、新条例附則第 2条第 1号ア、第 9条及び第 14条の規定の適用については、これらの規定中「100分の94」とあるのは、「100分の93.5」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、国民健康保険法等の一部改正に伴い、保険料の算定方法を改める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市国民健康保険条例 (抜すい)

(基礎賦課総額)

第12条 一般被保険者 (法附則第 7条第 1項に規定する退職被保険者等 (以下「退職被保険者等」という。) 以外の被保険者をいう。以下同じ。) に係る基礎賦課額の総額 (以下「基礎賦課総額」という。) は、第 1号に掲げる額の見込額から第 2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア } (略)
イ }

ウ 法第81条の 2 ^{第 5項}_{第 4項} の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の 2 ^{第10項}_{第 9項} 第 2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ } (略)
カ }

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア } (略)
イ }
エ }

オ その他国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。) のための収入 (法附則第 9条第 1項の規定により読み替えられた法第72条の 3第 1項 及び第72条の 3の 2第 1項 の規定による繰入金及び保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に

要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額
(後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア } (略)
イ }

ウ その他国民健康保険事業に要する費用(事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(低所得者の減額賦課)

第19条の2 世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。)現在においてその世帯に属する被保険者及び政令第29条の7第2

項^{第8号}_{第9号}イに規定する特定同一世帯所属者(以下「特定同一世帯所属者」と

いう。)につき算定した地方税法第703条の5^{第1項}に規定する総所得金額

(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)及び山林所得金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に規定する金額(世帯主並びに当該年度の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89第1項に規定する給与所得者等の数(以下「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、当該金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に同令第56条の89第2

項第 2号口の規定において当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料の賦課期日現在における当該合計数を乗じた金額を合算した金額を超えない場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の 2 の額から市長の定める額を減額した額とする。

2 (略)

(未就学児について行う減額賦課)

第19条の 3 当該年度において、一の世帯に 6歳に達する日以後の最初の 3月 31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の 2の額から市長の定める額を減額した額とする。

2 当該年度において、前条第 1項又は第 2項の要件に該当する世帯に未就学児がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、同条及び前項の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

附 則

(基礎賦課総額の特例)

第 2条 基礎賦課総額は、第12条の規定にかかわらず、当分の間、第 1号に掲げる額の見込額から第 2号及び第 3号に掲げる額の合算額を控除した額を第 4号に規定する割合で除した額に第 5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に係るものを除く。）の見込額を控除した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる費用の額の合算額

ア 事業費納付金の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額の $\frac{100分の94}{100分の92}$ に相当する額

イ }
ロ } (略)
エ }

(2) }
ロ } (略)
(5) }

第 5 条 基礎賦課総額は、附則第 2 条の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定により算定した額からその $\frac{100分の2.5}{100分の1.5}$ に相当する額を控除した額とする。

第 6 条の 2 基礎賦課総額は、附則第 2 条、第 5 条及び前条の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定により算定した額に当該年度における附則第 29 条の規定により減額される基礎賦課額の見込総額（一般被保険者に係るものに限る。）を合算した額とする。

（基礎賦課額の所得割額の特例）

第 7 条 保険料率は、第 14 条第 4 項の規定にかかわらず、当分の間、附則第 6 前条

条の規定を適用しないものとして前条の規定により算定した同条に規定する

基礎賦課総額の $\frac{97.5分の50}{98.5分の50}$ に相当する額に附則第 6 条同条の見込総額を合算した

額を第 14 条第 4 項の見込総額で除して得た数（小数点以下第 4 位未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、同項の見込総額の算定に当

たつては、同条第 5 項の規定は適用しないものとする。

(基礎賦課額の均等割額の特例)

第 8 条 基礎賦課額の均等割額は、第 15 条の規定にかかわらず、当分の間、附則第 6 条の規定を適用しないものとして附則第 6 条の 2 の規定により算定した同条に規定する基礎賦課総額の $\frac{97.5 \text{ 分の } 47.5}{98.5 \text{ 分の } 48.5}$ に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(後期高齢者支援金等賦課総額の特例)

第 9 条 後期高齢者支援金等賦課総額は、第 15 条の 2 の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額の $\frac{100 \text{ 分の } 94}{100 \text{ 分の } 92}$ に相当する額を附則第 2 条第 4 号に規定する割合で除した額に同条第 5 号に規定する割合を乗じて得た額から法第 72 条の 4 第 1 項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

第 11 条 後期高齢者支援金等賦課総額は、附則第 9 条の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定により算定した額からその $\frac{100 \text{ 分の } 2.5}{100 \text{ 分の } 1.5}$ に相当する額を控除した額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の特例)

第 12 条 保険料率は、第 15 条の 2 の 3 第 4 項の規定にかかわらず、当分の間、前条の規定を適用しないものとして算定した後期高齢者支援金等賦課総額の $\frac{97.5 \text{ 分の } 50}{98.5 \text{ 分の } 50}$ に相当する額に同条の見込総額を合算した額を第 15 条の 2 の 3 第 4 項の見込総額で除して得た数（小数点以下第 4 位未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、同項の見込総額の算定に 当たっては、同条第 5 項の規定は適用しないものとする。

(後期高齢者支援金等賦課額の均等割額の特例)

第 13 条 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額は、第 15 条の 2 の 4 の規定にか

かわらず、当分の間、附則第11条の 2の規定を適用しないものとして算定した後期高齢者支援金等賦課総額の $\frac{97.5分の47.5}{98.5分の48.5}$ に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

（介護納付金賦課総額の特例）

第14条 介護納付金賦課総額は、第15条の 2の 5の規定にかかわらず、当分の間、当該年度における事業費納付金の納付に要する費用の額の見込額の $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{94}{92}$ に相当する額を附則第 2条第 4号に規定する割合で除した額に同条第 5号に規定する割合を乗じて得た額から法第72条の 4第 1項の規定による繰入金（事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の見込額を控除した額とする。

第16条 介護納付金賦課総額は、附則第14条の規定にかかわらず、当分の間、同条の規定により算定した額からその $\frac{100分の 2.5}{100分の 1.5}$ に相当する額を控除した額とする。

（介護納付金賦課額の所得割額の特例）

第17条 保険料率は、第15条の 4第 3項の規定にかかわらず、当分の間、前条の規定を適用しないものとして算定した介護納付金賦課総額の $\frac{97.5分の50}{98.5分の50}$ に相当する額に同条の見込総額を合算した額を第15条の 4第 3項の見込総額で除して得た数（小数点以下第 4位未満の端数は、切り捨てる。）とする。この場合において、同項の見込総額の算定に $\frac{\text{当たっては}}{\text{あたっては}}$ 、同条第 4項の規定は適用しないものとする。

（介護納付金賦課額の均等割額の特例）

第18条 介護納付金賦課額の均等割額は、第15条の 5の規定にかかわらず、当分の間、附則第16条の 2の規定を適用しないものとして算定した介護納付金賦課総額の $\frac{97.5分の47.5}{98.5分の48.5}$ に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額（1円未満の端数は、切り捨てる。）

とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険料算定の特例）

第20条 世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の 2第 5項の上場株式等に係る配当所得等を有する場合における第19条の 2第 1項及び第 2項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の 2第 5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額の取扱いについては、同法第 703条の 5^{第 1項}に規定する総所得金額の算定の例によるものとし、同法附則第35条の 2の 6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。）」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険料算定の特例）

第21条 世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が地方税法附則第33条の 3第 1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第19条の 2第 1項及び第 2項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第33条の 3第 1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額の取扱いについては、地方税法第 703条の 5^{第 1項}に規定する総所得金額の算定の例によるものとする。）」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険料算定の特例）

第24条 世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の 2第 5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第19条の 2第 1項及び第 2項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の 2第 5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額の取扱いについては、同法第 703条の 5^{第 1項}に規定する総所得金額の算定の例によるものとし、同法附則第35条の 3

第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。）」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険料算定の特例)

第25条 世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者が地方税法附則第35条の4第1項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第19条の2第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額の取扱いについては、同法第703条の5^{第1}項に規定する総所得金額の算定の例によるものとし、同法附則第35条の4の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。）」とする。

(低所得者の基礎賦課額の減額)

第29条 第19条の2の規定の適用がある世帯の当該年度分の第11条の2の基礎賦課額については、当分の間、第13条第1項又は第2項の基礎賦課額から、2,000円に当該世帯に属する被保険者のうち同条の均等割額を課される者の数を乗じて得た額を減額する。ただし、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は当該世帯に属する被保険者数の異動等があった場合においては、第19条の規定の例により月割をもって算定した額を減額する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第30条 }
第29条 } (略)
第31条 }
第30条 }

(参考 2)

参 照 条 文

1 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）抜すい 新旧対照 ^{（改正後）}_{（改正前）}

第72条の 3の 2 市町村は、政令で定めるところにより、一般会計から、6歳に達する日以後の最初の 3月31日以前である被保険者について条例で定めるところにより行う保険料の減額賦課又は地方税法第 703条の 5第 2項に規定する国民健康保険税の減額に基づき被保険者に係る保険料又は同法の規定による国民健康保険税につき減額した額の総額を基礎とし、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない。

2 }
3 } (略)

附 則

（国の負担等に関する読替え）

第 9条 退職被保険者等所属都道府県については、第70条第 1項第 1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者（附則第 6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。第72条の 3第 1項^{及び}第72条の 3の 2第 1項において同じ。）」と、同項第 2号中「後期高齢者支援金」とあるのは「後期高齢者支援金の納付に要する費用の額から、附則第

7条第1項第2号に規定する調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に同号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」とする。

2 (略)

2 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）抜すい 新旧対照（^{改正}_{改正}
後）
前

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の7 (略)

2 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち基礎賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該基礎賦課額（第5項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この条及び附則第4条第2項第1号において「基礎賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ (略)

ロ 当該年度における(1)から(4)までに掲げる額の合算額

(1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担す

る国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ （略）

(2) }
{ (略)
(9)

3 市町村による法第76条第1項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 当該後期高齢者支援金等賦課額（第5項に規定する基準に従いこの項の規定に基づき算定される被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下この項及び附則第4条第3項第1号において「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額であること。ただし、法第77条の規定による保険料の減免を行う場合には、イに掲げる額の見込額からロに掲げる額の見込額を控除した額にハに掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

イ （略）

ロ 当該年度における(1)及び(2)に掲げる額の合算額

(1) （略）

(2) その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72

条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額

ハ （略）

(2)

(8) } (略)

4 (略)

5 市町村による法第76条第1項の保険料の減額賦課についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) } (略)

(6) 世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある

場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額（

当該世帯に属する6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険

者につき第2項及び第3項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前

各号に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場

合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同

じ。）を減額するものであること。

(7) 前号の規定に基づき減額する額は、当該市町村の当該年度分の保険料に

係る当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額であること。

()

()

()

()